

第2編 標準処理期間

(標準処理期間)

行政手続法第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

標準処理期間とは、申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な目安となる期間のことで、行政手続法第6条に規定されています。申請の内容や申請の混み具合によっては、実際の処理期間が標準処理期間を超えることがあります。また、次のような期間は、処理期間に算入されません。

- (1) 申請を補正するために要する期間
- (2) 吉見町の休日を定める条例（平成2年6月16日条例第17号）第1条第1項に規定する町の休日
- (3) 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間
- (4) 審査のために必要なデータを追加するための期間
- (5) 関係機関との協議に要する期間

吉見町では、標準処理期間を次のとおり定めています。

事務の種別	条文	標準処理期間
開発許可	法第29条	18日
開発許可事項変更許可	法第35条の2	16日
完了公告前の建築等の承認	法第37条	6日
予定建築物以外の建築等の許可	法第42条	7日
開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	法第43条	12日
許可に基づく地位の承継の承認	法第45条	7日
開発登録簿の写しの交付	法第47条	即日
開発行為又は建築等に関する証明の交付（法第42条の審査のみ）	省令第60条	6日
開発行為又は建築等に関する証明の交付（上記以外）	省令第60条	18日